

第2次袋井市人権啓発推進計画

【概要版】

令和3年3月

策定の趣旨

「袋井市人権啓発推進計画（平成27年度～令和2年度）」の計画期間が終了となることから、本計画に基づいて実施してきた施策の状況や人権を取り巻く社会情勢の変化、課題等を整理・検証するとともに、国・県の動向を踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「第2次袋井市人権啓発推進計画」を策定します。

計画の位置付け

本計画は市の最上位計画である「袋井市総合計画」との整合を図るとともに、「袋井市地域福祉推進計画」など関連する計画と整合を図ります。

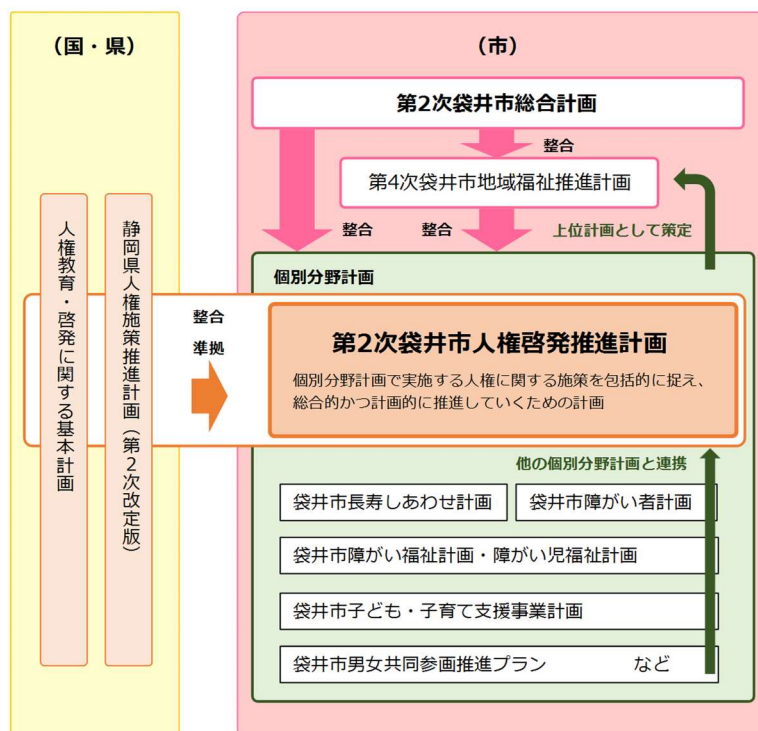
計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

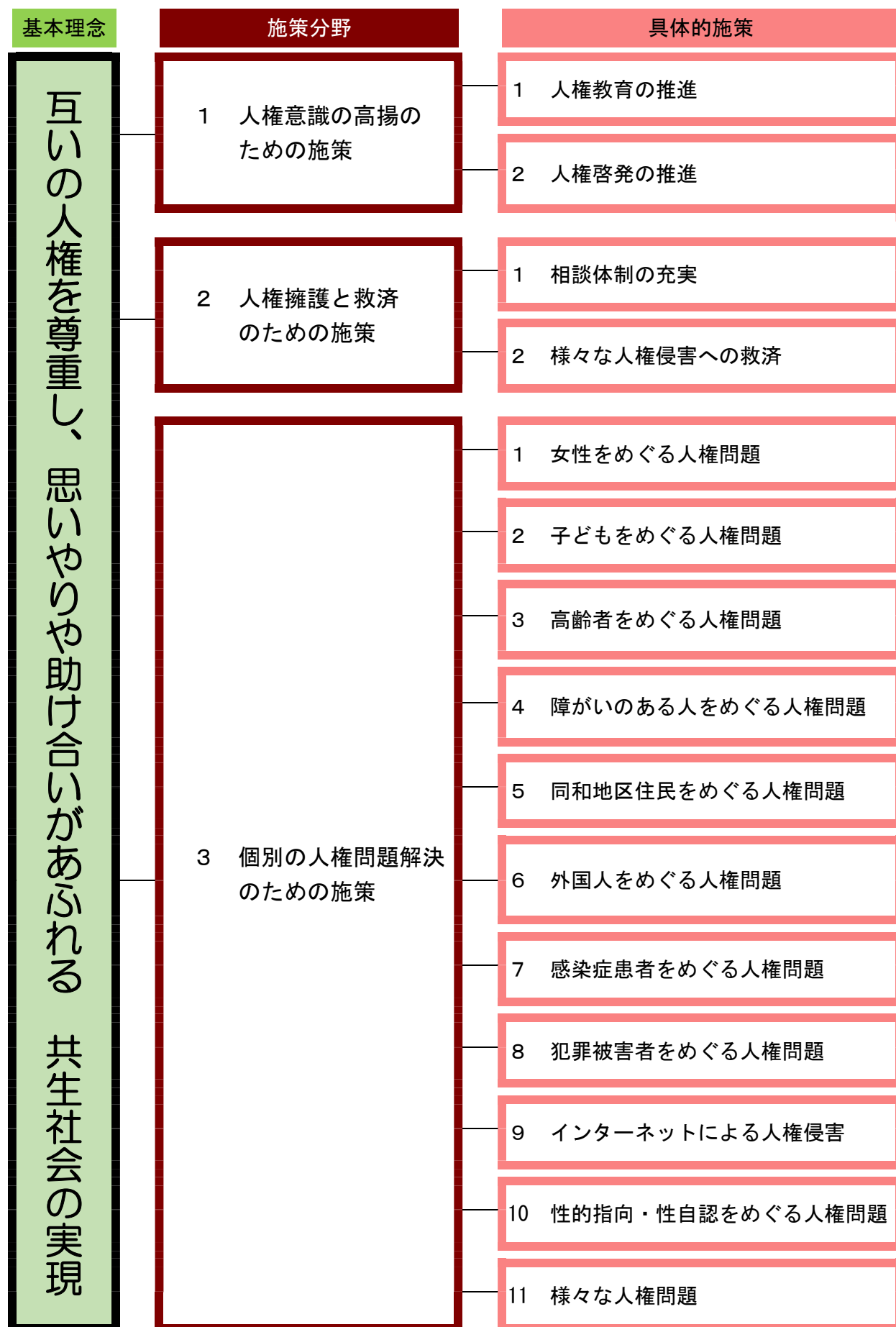
計画の基本理念

互いの権利を認め合う環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながら、自分らしい暮らしを営んでいくことで、地域の中で互いを支え合う共生のまちが生まれます。

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、自己的人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざして、本計画では基本理念を「**互いの人権を尊重し、思いやりや助け合いがあふれる、共生社会の実現**」とします。



施策の体系



推進施策

1 人権意識の高揚のための施策

人権教育の推進

- ・学校教育の充実
- ・徳育の推進



人権啓発の推進

- ・人権に関する知識習得の推進
- ・人権擁護活動の推進
- ・学習機会の提供
- ・人権問題啓発指導員の養成

2 人権擁護と救済のための施策

相談体制の充実

- ・人権問題に対する相談体制の充実

様々な人権侵害への救済

- ・救済につながる制度の広報の推進
- ・相談機関のネットワークづくりの推進

3 個別の人権問題解決のための施策

女性をめぐる人権問題

- ・男女共同参画の理解の促進
- ・あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援
- ・誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備

子どもをめぐる人権問題

- ・子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- ・要保護児童への支援
- ・子どもの貧困対策の推進



高齢者をめぐる人権問題

- ・高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動の充実
- ・健康と生きがいづくりの推進
- ・高齢者の権利擁護と虐待防止
- ・災害時・緊急時の支援

障がいのある人をめぐる人権問題

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・発達・療育支援環境の充実
- ・人権の尊重と権利擁護の促進
- ・障がいのある人に対するやさしいまちづくりの推進

同和地区住民をめぐる人権問題

- ・差別意識の解消に向けた啓発活動の推進
- ・同和教育の推進
- ・岡崎会館における学習・交流の充実

外国人をめぐる人権問題

- ・情報発信の充実
- ・在住外国人児童・生徒の教育環境の充実
- ・外国人対応窓口の充実
- ・日本人への多文化共生の啓発

感染症患者をめぐる人権問題

- ・感染症に対する正しい知識の普及
- ・感染症患者等の相談の実施



犯罪被害者をめぐる人権問題

- ・犯罪被害者等への広報の推進
- ・犯罪被害者等に対する相談支援体制の充実

インターネットによる人権侵害

- ・インターネットに関する知識・能力の向上
- ・インターネットによる人権侵害に対する関係機関との連携

性的指向・性自認をめぐる人権問題

- ・差別意識の解消に向けた啓発活動の推進
- ・教員、職員への研修

様々な人権問題

- ・様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進



SDGsについて

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。持続可能な開発目標は、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

本計画では、本編第2章で示す各施策と、「持続可能な開発目標（SDGs）」の各目標との関係性を整理し、関連付けて推進していきます。

■特に本計画と深く関連する目標

目標 1：貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標 3：すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4：質の高い教育をみんなに  すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	目標 5：ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。
目標 10：人や国の不平等をなくそう  国内及び各国家間の不平等を是正する。	目標 16：平和と公正をすべての人に  持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

計画の進行管理

社会の複雑多様化や情報化、高度化など時代の流れの中で、人権問題も多種多様化しています。

こうした時代の要請に応え、本計画をより実効性のあるものとして推進するため、袋井市人権問題啓発推進協議会や、人権問題に関わる部局が連携し、計画の検討、見直しなどを行います。

本計画に掲げた内容については、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、定期的に市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

また、本計画の取り組みの成果を評価する際の参考とするため、以下の指標と目標値を設定し、人権施策を推進していきます。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
袋井市は市民生活の中に人権尊重の意識が定着していると思う人の割合	16.4%	25.0%

人権に関する活動事例

人権啓発の推進のために、関連する活動事例をご紹介します。

【 ピンクシャツデー 】

2007 年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」で、袋井中学校や周南中学校のほか、日本各地に活動が広がっています。ピンクのシャツやピンクのアイテムを身につけることで、いじめの問題を個人や当事者間の問題にすることなく社会全体の問題として捉え、いじめの定義や、いじめが発生しにくい環境づくりなどを含め、様々ないじめ問題について考える機会となっています。

【 レインボーフラッグ 】

レインボーフラッグ（虹の旗）は赤、橙、黄、緑、青、紫の6色で構成されており、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）等の性的少数者の尊厳と社会運動を象徴する旗です。1978年にアメリカで使用され、その後世界中で使用されています。



【 アウェアネス・リボン 】

輪状に折った短い一片のリボン、もしくはそれを描いた絵などで、着用者が社会運動もしくは社会問題に対してさりげない支援や賛同の声明を出す方法として使用されています。日本でも様々な色のリボンを目にするようになりました。

ここでは、人権に関連するリボンについてご紹介します。

●パープルリボン

女性への暴力の根絶を訴える運動のシンボルマークです。発祥はアメリカで、日本でも年々拡大してきている運動です。内閣府及び関連省庁では、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、東京スカイツリーのパープル・ライトアップをはじめとする活動を行っています。

●オレンジリボン

子どもへの虐待を防止し、また虐待を受けてしまった子どもがこれから幸せになれるように、という願いが込められたリボンのことです。平成 16 年に栃木県の小山市で起きた児童虐待による痛ましい死亡事件を受け、日本で運動が開始されました。厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取り組みを行っています。

●シトラスリボン

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトです。愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンを身に着けて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。その後このプロジェクトは、袋井市内の有志や全国各地の賛同者を得て活動を展開しています。

●ブルーリボン

拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示です。青色は、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」と、被害者のご家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

第2次袋井市人権啓発推進計画（概要版）

令和3年3月発行

編集・発行：袋井市市民生活部しあわせ推進課

袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538-44-3121



袋井市キャラクター
フッピー